

平成二十二年五月二十七日付け広島県報（定期）第四十一号に登載の広島県告示第四百八十六号（指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知）の一部を次のように訂正する。

農林水産局農林整備部森林保全課長

一	ページ		
八	行		
次に掲げる告示で定めるところによる。	誤		
次に掲げる告示（重要流域〔平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。〕に係るものに限る。）で定めるところによる。	正		